

## ○京丹後市こども未来まちづくり審議会条例

平成21年3月30日

条例第16号

## (設置)

第1条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市こども未来まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

## (所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) こども計画に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 少子化対策の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、こども基本法に規定するこども施策の推進に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、医療又は子ども・子育て支援事業に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の経験を有する者
- (3) 事業主及び労働者並びに地域ボランティア組織又は民間非営利団体の関係者
- (4) 教育経験を有する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## (参考) こども基本法関係条文抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。